

## 消費税率の変更に関するお知らせ

株式会社ジュピターテレコム(J:COM、本社:東京都千代田区、代表取締役社長:井村 公彦)は、10月1日(火)より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、以下のとおり対応いたします。

### ■ 適用消費税率について

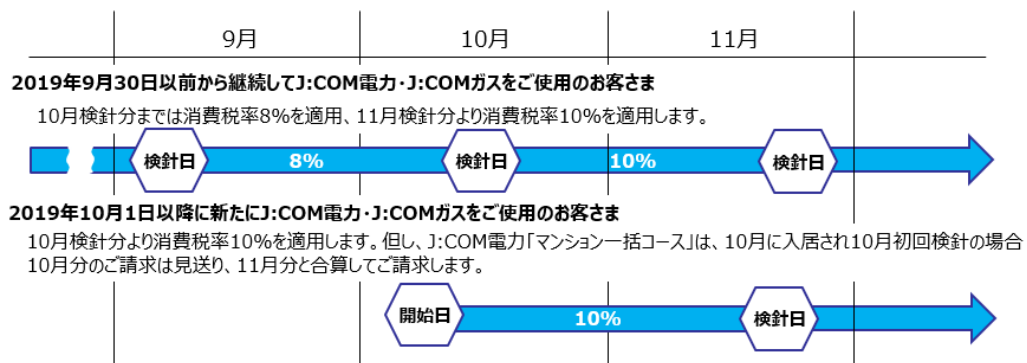
2019年10月1日(火)以降、ご提供するサービス及び商品などに対して、経過措置が適用されるものを除き消費税率10%を適用します。

### ■ 経過措置の対象

#### ・J:COM 電力及び J:COM ガスの料金に関する経過措置

2019年9月30日(月)以前から継続してご使用いただいているお客さまにつきましては、法令\*の経過措置に基づき、2019年11月検針分から消費税率10%を適用します。また、J:COM 電力「マンション一括コース」につきましては、10月に入居され10月検針の場合、10月分のご請求は見送り、11月分と合算してご請求いたします。

\* 国税庁が2018年10月に発表した「平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」



### ■ 物販に関する取り扱い

#### ・J:COM MOBILE スマートフォン端末、J:COM タブレット、アクセサリなど(以下、商品)の代金について

##### ① 割賦支払い

- 9月中に商品を受領された場合、10月1日(火)以降の割賦金に対する消費税率8%は変更しないため、10月1日(火)以降にお支払いいただく割賦金に変更は生じません。
- ご加入の契約が9月で商品の受領が10月1日(火)以降の場合、割賦金に対する消費税率は10%を適用します。

##### ② 一括支払い

- 9月中に商品を受領された場合、消費税率は8%を適用します。
- ご加入の契約が9月で商品の受領が10月1日(火)以降の場合、消費税率は10%を適用します。

**株式会社ジュピターテレコムについて <[www.jcom.co.jp](http://www.jcom.co.jp)>**

株式会社ジュピターテレコム(本社:東京都千代田区)は、1995年に設立された国内最大手のケーブルテレビ事業・番組供給事業統括運営会社です。ケーブルテレビ事業は、札幌、仙台、関東、関西、九州・山口エリアの11社71局を通じて約551万世帯のお客さまにケーブルテレビ、高速インターネット接続、電話、モバイル、電力、ホームIoT等のサービスを提供しています。ホームパス世帯(敷設工事が済み、いつでも加入いただける世帯)は約2,161万世帯です。番組供給事業においては、17の専門チャンネルに出資及び運営を行い、ケーブルテレビ、衛星放送、IPマルチキャスト放送等への番組供給を中心としたコンテンツ事業を統括しています。※世帯数は2019年6月末現在の数字です。